

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊なし

時事新報

時事新報

第二千六百六十二號
明治廿二年一月七日 月曜日
舊戊子十二月六日 (癸未)

出刊時間
午前六時四十分
午後二時四十分
午後六時四十分
印刷部
西曆一千八百八十九年

朝鮮の獨立

去頃の紙上に於て我輩は薩長ハサイベリヤの鐵道成るに
もせよ露國より過激手段に訴ふる如き拙策に出でざる
は明白にして専ら平和の針路を取りサイベリヤの殖民
を第一とし支那朝鮮に對しては境界の陸地貿易を盛
し其利澤に依り内地を開くの考ならんとの次第を陳べ
たり固より一家の想像なれども露國近來の政策は容易
に腕力主義に訴ふるもの非ざることを事實の許す所
にして現時上海に滞在在中なる朝鮮王の顧問官デニ
氏が北支那日々新聞の記者に面して陳たる意見にも
事は去月三十四兩日の紙上を載せたり露國は好ん
で朝鮮保護の勞を取る者に非ず又支那政府を對して
敵意あるを悦ばざるのみならず境上の商賣を盛せんが爲
めさす一隣國に親しまんとする考あり或は假令露
國は朝鮮を自國の版圖に合するの野心ありとするも實
際に入れば容易からざる次第にして果は武力を
以て争はざるを得ざるに至らん東洋駐在の露國公使等
は朝鮮を兼併して己の疆土を廣めんとする考ありと
は世人の沙汰する處なれども余は之を信せずして要す
るに莫大なる金力煩勞を抛つる非ざれば露國が遂に歐
洲の一國として朝鮮の主權を握るは望む可らざる次第
なりとあるが如きは即ち偶然我輩の所見に符合したる
者と云ふ可し或は他年の後サイベリヤの土地開け人口
増して交通殊に便利あるに至らば土著の兵は境上より
朝鮮に侵入するの恐もある可く又今日も露國が一
兵に動かしして之を奪ふの豫算あらんには侵略を俾
らざるは明白なりと雖も然れども今日の形勢は獨り朝
鮮のみ其全力を注ぐの暇あるものならず印度、阿富
汗、波斯、土耳其の事件より若しくはバルカリアの紛
争に至るまで三面殆んど敵にして殊に其關係より論ず
ればバルカリアの問題は尤も切迫ある者なり次は土耳其
の交渉にして印度の境界も亦然り露人が今日次第に印
度の境上に鐵道を敷設し漸くその腹部を衝かんとする
の決心あれば英人は兵を運送し出して互に相闘ぐとの
關係の急なるも朝鮮の匹からざるも此意を捨てし獨
り朝鮮に全力を注ぐなど殆んど爾れなき話なるべし
蓋し朝鮮を取るも容易なりせば露國は何を憚りて
其策を爲さざるかからんやあれども朝鮮も亦一國の獨
立國あり支那は公然之を佐けて英國も亦陰に援助する
が故に朝鮮は向て侵略の策を行はんとすれば英支諸國
を敵にするの決心も大兵を東洋に送らざるを得ざる
の運されども此事たる既に前日の紙上にも陳べたる如
く個へ鐵道造成するも七千里の無人地を兵を行はるは兵
法の許さざる所にして加ふるに本國の情勢は尙裕乏
きを告げて國內亦靜謐ならず内外の困難一時に重ね來
るの際に朝鮮を併せんとするの策は今年今月に行は
れざる者として可ならんのみならず露國の東洋に對
する政策を如何と云ふに我輩の見所は支那に對して
は露國の無事を保ち朝鮮に對しては露國の實力を盛

にし同時にサイベリヤ人を移してさす一實力を養
成するの一手段なるべしと信するあり
右の所説をして實際に相違ならしむれば過日の倫敦
電報に朝鮮は露國の保護國となりたりと見えたるは全
く信するに足らざる風説なれども一方より今日の實際
を窺ふに露國朝鮮の間は近來一種親密の關係を生じ
たるが故に訛傳の起るも亦由縁あるべき事あり蓋し朝
鮮の近來頻に露國に交を結ばんとするは支那の干渉を
厭ふ爲めの反動にして支那朝鮮の關係ますます不調
なるに從ひ朝鮮露國の交際はいよいよ親密の度を増すに
疑ある可らず抑も朝鮮に利害關係の密接あるは日本支
那露國の三國亦れども日本の政策は近來全く自國の獨
立を旨として去る十七年天津の條約以來は朝鮮の關係
を離れ未來の果を受けざらんことを期したる者なれど
も之を反して露國はますます朝鮮と交際を表し其國の
獨立を佐けんと欲する折柄朝鮮人中又亦露國に依
て獨立を謀らんとする者ありて内外相應し其關係の密
接したるや疑あるべし即ち前日の紙上も既記たる露
國朝鮮陸路貿易條約の如きも全く露國の結果にし
て我輩は其條約の露國に取て非常に利益多きは取りも
面せず朝鮮が露國に依頼するの重きを認する者なりと
信するあり單に條約を一見すれば露國は朝鮮の獨立權
を奪はんとし殆んど對等國に非ざるの禮を以て待遇した
る姿亦れども朝鮮政府の尙ほみれば不滿意を唱へざり
しは全くその甘心を買はん爲めの手段ならずして何ぞ
(未完)

官報

●特許發明實施の狀況 (去る三十一日の續)
標飾止金具 東京府平民鈴木金太郎 ○本發明は明治
二十年十月より實施し本年六月迄九箇月を経過せり
○販賣の數額千九百四十箇此價額百五十五圓なり
○販賣は日を送り擴張せるが如し ○特許に由り生ぜ
る利益十圓七十二圓なり
釜蓋 東京府平民野本仙助、向高木寅吉、同伊藤松三
郎 ○本發明は明治十九年五月特許を得、同年七月製
造し着手し大々事業を擴張せんと計りしが資金給せ
ず且つ専賣人相互の間も紛擾を生ぜしがため爾後始
く中止せり然るに昨年十一月より更に商議の上本
製造し着手せり仍て販路擴張等に關し目下計畫中
に未だ發賣の運に至らず故に記載すべきものなし
釜底敷板の改良 (茶物の焦着をため釜底に敷くべ
き多量の孔を穿ちたる敷板) 東京府平民伊藤松三郎
同水上熊十郎 ○本發明は明治十九年四月より實施し
本年六月迄二年三箇月を経過せり ○販賣の數額七百
二十枚此價額四十三圓二十箇あり ○販賣は兎角溢滞
の價あり蓋し需要者多て未だ其使用も熱せざる
り其便益を知らずして却て非難を下す由るもあらん
○特許以來の費用は概ね未だ償はず
捕獲器 (魚等を取捕るに使用すべきもの) 埼玉
縣平民仲九平 ○本發明は明治八年五月特許を得、考案を
起し當初竹と麻を以て製作試用せしに頗る便益ある
を覺り爾後幾多の實驗を経て常々資料の撰譯を攻求
し遂に鐵製とすの勝れるを見し明治十九年五月
特許を得り故に起案以降十三年一箇月の久まざる
経るも特許實施地より唯二年一箇月を経過せり ○
販賣の數額八百六十四百五十七箇此價額六百七十七

圓七十三圓九厘あり ○販賣は東京、神奈川、埼玉、茨
城、福嶋、長野、群馬、栃木、山梨等の各地にして其割
方頗る活潑なり然るに昨年来箱や販路溢滞せるが如
き狀況あり蓋し類似品を販賣する者あるに由るも
ん ○特許以來相應の收入ありしも販路擴張等のため
多量の費用を要し尙償はざるもの八十七圓六十三
圓あり ○専賣權侵害者山梨、群馬、長野、神奈川地方
にありて多くは鐵治戰等の所爲に保れり而して販路
溢滞の原因は全く之にあるべきも知らず識らず之を
侵せるものと認むるに依り姑く不問に附せり
茶摘攪器 東京府平民駒井德五郎 ○本發明は明治
二十年五月より實施し本年六月迄二年二箇月を経過
せり ○販賣の數額三百八十五箇此價額十五圓五七錢
あり ○販賣は實施以來日尙ほ淺く未だ普及せず ○特
許以來の製造資金及諸人費合計百九十九圓内外にし
て前記收入を控除し尙償はざるものは百八十二圓餘
あり
食物攪器 東京府平民駒井德五郎 ○本發明は明治
十九年三月より實施し本年六月迄二年四箇月を経過
せり ○販賣の數額五十七箇此價額九十七圓五十錢
あり ○販賣は未だ擴張せず ○特許以來の製造資金及諸
人費合計四百七圓餘にして前記收入の外未だ償は
ず
漕船機の改良 東京府平民駒井德五郎 ○本發明は明
治廿年六月より實施し本年六月迄一年一箇月を経過
せり ○販賣の狀況は本機一箇を賣りたるのみ (此
價五圓) として其他は全く不測なり當初は本機を製
作し廣く販賣するの目的ありしも何分販路前記の如
く開けざるを以て更なる目的を轉じて西洋形小舟に取
付け貨物に供せしに意外に乗客ありて僅々十箇月
二百七十五圓を收得せり ○特許以來製造資金及諸人
費合計百八十五圓を費せり仍て差引九十圓餘の利益
あり
燭火器 徳用大根御大東京府平民伊藤松三郎 ○燭火
器は明治十九年三月より實施し二年四箇月を経過し
徳用大根御は明治十九年十月より實施し一年九箇月
を経過せり ○販賣の數額燭火器は三百十七箇此價額
四十七圓五十五錢徳用大根御は八十四箇此價額十六
圓あり ○販賣の狀況は二品同一あり實施の初四五月
間は便否如何を察せず單に新規なるを見て購求する
者頗る多かり然るに爾來就之も非評を加ふるに
至り爲に販路復前日の如くならず昨今は漸々溢滞の
景況あり蓋し發明品の販路は一時間閉塞するも亦
若干年の後更に需要者を得る者間々あるゆへ本品も
若く前途望なきもならず特許以來の損益未だ償はず
全く前途望なきもならず特許以來の損益未だ償はず
搦米器 埼玉縣平民佐々木喜平治 ○本發明は明治
十九年六月より實施し本年六月迄二年一箇月を経過
せり ○販賣の數額搦米器等は業務の都合も依り未だ専
ら製造に着手せざるため其數も僅少にして記する
も足らず ○販賣の狀況は未だ認め難し ○特許以來の
損益未だ詳ならず ○本發明は器機を販賣し及び之を
專用して賃借等をなすを目的とし
三刀鎌 (三箇の刀を具え、逆刃、片刃、及鉄の用を兼
ねしむべきもの) 埼玉縣平民角田要藏 ○本發明は
明治十九年六月より實施し本年六月迄二年一箇月を
經過せり ○販賣の數額千三百八十二箇此價額千六百
十圓八十八圓あり ○販賣は將來擴張の見込ありと雖
も目下職工乏しく多數を製出するを得ず ○特許以來
損益なし
改良釜 埼玉縣平民角田要藏 ○本發明は明治十九年
三月より實施し本年六月迄二年四箇月を経過せり ○
販賣の數額七萬五千三百二十箇此價額三千十二圓な
り ○販賣は前途頗る擴張の望あれども眞工乏しく製
出の進行届かず故に數額未だ多からず ○特許は依り
生せる利益は少からざりしも専ら販賣を主とせし
し故に他品に比すれば販賣數額の割合に利益は少し
○専賣權侵害者ありと聞けり然れども未だ證據充分
ならざるため之を賣るも由なし
彈藥筒銃 埼玉縣平民角田要藏 ○本發明は明治十九
年六月より實施せしも同年八月前専賣人角田常太郎
死去せしに付其狀況詳ならず且つ爾來製造中止せ
るを以て記すべし
湯沸器 (湯沸等の用途を覆ひ給熱を以て湯沸を速

ならしむる器)
明治十九年六月より實施し本年六月迄二年一箇月を
經過せり ○販賣の狀況は本機一箇を賣りたるのみ (此
價五圓) として其他は全く不測なり當初は本機を製
作し廣く販賣するの目的ありしも何分販路前記の如
く開けざるを以て更なる目的を轉じて西洋形小舟に取
付け貨物に供せしに意外に乗客ありて僅々十箇月
二百七十五圓を收得せり ○特許以來製造資金及諸人
費合計百八十五圓を費せり仍て差引九十圓餘の利益
あり
燭火器 徳用大根御大東京府平民伊藤松三郎 ○燭火
器は明治十九年三月より實施し二年四箇月を経過し
徳用大根御は明治十九年十月より實施し一年九箇月
を経過せり ○販賣の數額燭火器は三百十七箇此價額
四十七圓五十五錢徳用大根御は八十四箇此價額十六
圓あり ○販賣の狀況は二品同一あり實施の初四五月
間は便否如何を察せず單に新規なるを見て購求する
者頗る多かり然るに爾來就之も非評を加ふるに
至り爲に販路復前日の如くならず昨今は漸々溢滞の
景況あり蓋し發明品の販路は一時間閉塞するも亦
若干年の後更に需要者を得る者間々あるゆへ本品も
若く前途望なきもならず特許以來の損益未だ償はず
全く前途望なきもならず特許以來の損益未だ償はず
搦米器 埼玉縣平民佐々木喜平治 ○本發明は明治
十九年六月より實施し本年六月迄二年一箇月を経過
せり ○販賣の數額搦米器等は業務の都合も依り未だ専
ら製造に着手せざるため其數も僅少にして記する
も足らず ○販賣の狀況は未だ認め難し ○特許以來の
損益未だ詳ならず ○本發明は器機を販賣し及び之を
專用して賃借等をなすを目的とし
三刀鎌 (三箇の刀を具え、逆刃、片刃、及鉄の用を兼
ねしむべきもの) 埼玉縣平民角田要藏 ○本發明は
明治十九年六月より實施し本年六月迄二年一箇月を
經過せり ○販賣の數額千三百八十二箇此價額千六百
十圓八十八圓あり ○販賣は將來擴張の見込ありと雖
も目下職工乏しく多數を製出するを得ず ○特許以來
損益なし
改良釜 埼玉縣平民角田要藏 ○本發明は明治十九年
三月より實施し本年六月迄二年四箇月を経過せり ○
販賣の數額七萬五千三百二十箇此價額三千十二圓な
り ○販賣は前途頗る擴張の望あれども眞工乏しく製
出の進行届かず故に數額未だ多からず ○特許は依り
生せる利益は少からざりしも専ら販賣を主とせし
し故に他品に比すれば販賣數額の割合に利益は少し
○専賣權侵害者ありと聞けり然れども未だ證據充分
ならざるため之を賣るも由なし
彈藥筒銃 埼玉縣平民角田要藏 ○本發明は明治十九
年六月より實施せしも同年八月前専賣人角田常太郎
死去せしに付其狀況詳ならず且つ爾來製造中止せ
るを以て記すべし
湯沸器 (湯沸等の用途を覆ひ給熱を以て湯沸を速